

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第10号

朝霞市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市後期高齢者医療に関する条例（平成20年朝霞市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月1日専決

朝霞市長 富岡 勝則